



Title	東アジアにおける法分野の相互理解と日本の役割
Author(s)	竹中, 浩
Citation	阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 39-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71518
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

東アジアにおける法分野の相互理解と日本の役割

竹 中 浩

一 はじめに

グローバル化の進む今日、人の移動の活発化に伴い、異なった文化的背景をもち、日本語以外の言葉を母語とする多くの人々が日本で暮らすようになった。^①その数はまだ、この国の政策の基本的な枠組みに修正を迫るほどのものでないとは言え、少子化による人口減少への危惧がもたらした移民論議の高まりを考え合わせるならば、多くの人が今なお抱いている、均質な国としての日本のイメージをそのまま持ち続けることは、徐々に困難になりつつあると言うべきであろう。日本に滞在する外国人よりは少ないものの、国外で学び、また働く日本人も、現在ではかなりの数に上る。^②日本企業の生産の場が海外に移っていることもあり、どの分野であれ、重要な仕事をしようとするならば、否応なく国境を越えて活動しなければならなくなっている。

特に、現在の日本は、多くの国と地域がダイナミックに影響を与え合う東アジアという地域に生きている。それゆえ東アジアの国々との関係は日本にとって特別な意味をもつ。日本に滞在する外国籍の人々の中で最も大きな割合を占めるのは中国や韓国・朝鮮出身の人々であり、^③域内での人材流動は増加傾向にある。^④また、東アジアにおい

て、個々の企業や業界の経済的利益はしばしば対立するが、最大の経済規模をもつ中国を中心に、地域内の各国は相互依存の關係にあり、一国だけが勝者として繁栄するという事態はほとんど考えられなくなっている。⁽⁵⁾ 東アジア地域包括的経済連携交渉が進められる所以である。文化や学術の領域でも、歴史認識の問題がしばしば国家間の政治的な争点として現れる一方で、国境を越えた交流が活発に展開され、相互の影響も著しい。⁽⁶⁾ 東アジアという地域を単位として物を考えることの必要が、今日ますます強く感じられるようになっていいる。日本のグローバル化は、そのなかで地位と評価を安定させることによつてはじめて可能になると言わなければならない。

もとよりこの地域の民族意識や国民相互の感情は複雑かつ微妙であり、外交や安全保障をめぐる対立も小さくない。単に友好の増進を謳うだけで、また過去を反省し謝罪するだけで事がすむような状況でないことは明らかである。日本の国内にも、近隣諸国との關係をめぐって、多様な政治的意見がある。それでも、人と情報の流動性を高めることにより、異種のものとの交流を通じて、この地域に新しい価値や秩序の創出を促すことの重要性については、立場の違いを越えて、これを認めざるを得ないであろう。そのためには、地域内に住む人々の相互理解がまずもつて図られねばならない。正確な情報に基づく相互理解の促進がときにこの国のあり方に対する厳しい批判を招くことになるうとも、誤解や一面的な理解がそれ以上によい結果を生み出しうると考えることは困難である。

リージョナルな相互理解を促進する上で、法についての情報伝達はきわめて高い重要性をもつ。法は言葉で表現されているだけに意味内容が比較的明確であり、法について知ることは、それを生み出した社会を理解する上で有効な手段のひとつである。体制の相違を超えて法治の必要が唱えられ、また法化の進行とともに社会の中で法の果たす役割がますます重要になっているだけに、その有効性はいつそう高まっていると言うことができよう。しかしながら、ある社会の法を、その文化の外で育った人に理解させることは難しい。一般に、法と社会全体のあり方と

は相互に深く関わっており、その社会についての一定の知識がなければ、法について正確に理解することは不可能である。特に、家族関係や刑事手続、行政活動といった法分野は、その国の法文化・法意識や日常の生活感覚、さらにはその基礎にある文化的、社会的条件によって影響されており、こうした諸条件についての十分な知識を欠く人々には理解が困難であることが少なくない。また、ある社会についてのステレオタイプ化された表面的な知識が、法について誤解を生じさせることもありうる。法についての正確な理解は、相互理解の出発点であるとともにその到達点でもある。

さらに困難をいっそう増大させるのが言葉の壁である。法の表現に習熟し、その意味するところを正しく理解することは、その法が書かれている言語を母語とする人々にとってさえ必ずしも容易でない。まして、その言語そのものに十分に通じていない人々にとつての困難の大きさは想像に難くないであろう。その壁を越え、法について外部の人に理解してもらう方法について考察することは、法の実務とともに研究や教育にも関わる課題である。司法や行政、そして大学がひとしく関心をもち、協力して取り組んでいかなければならない。

本稿では、法分野における東アジアの国際的な相互理解を促し、人の国際移動に伴う摩擦を最小化するために、言語の障壁をいかにして克服し、情報の伝達速度を速めるかという問題について検討する。さらに、課題の解決に向けて法学系の教育研究機関がどのような役割を果たすことができるかについても、併せて考えることにする。

二 在留外国人への法情報の提供と司法通訳

日本法に関する情報の外国人への伝達としてまず思い浮かぶのは、日本で暮らす外国人に、必要な生活情報の一部として法情報を提供することであろう。ひとりの住民として社会のなかで安心して暮らす上で、法についての基

本的知識を有することは必須の条件である。この問題については昨今関心が高まっており、外国人向けの刊行物もある程度存在する。^⑦しかし、教育や所得の水準が相対的に低い層にまで、情報が十分に到達しているとはなお言えない状況にある。

現在、日本では、製造業・建設業や農業の分野を中心に、外国人労働者に対する大きな需要が存在する。進行する少子高齢化はそれをいつそう増大させるであろう。また出身国との賃金格差等の要因から、多くの外国人が日本での就労を希望している。それにも拘わらず、日本は原則として非熟練労働者を受け入れておらず、受入れに対する社会的合意もおおできでない。それゆえ、法の許容する範囲で労働力需要を満たすために、いろいろな便法が講じられてきた。^⑧それは便法であるがゆえに多くの矛盾を孕まざるを得ない。人権に関わる多くの問題を引き起こしていた外国人研修制度は、現在では外国人技能実習制度に変わっている。改革によって問題の一部は改められたものの、理念と実際との乖離はなお埋められていない。^⑨また、母国において経済的な困難を抱えた外国人女性と日本人男性との間の、斡旋機関を通じた国際結婚も広く行われている。^⑩その結びつきには問題を抱えた不自然なものも見られ、家庭内暴力など、人権侵害を引き起こすおそれが指摘されている。いわゆる偽装結婚（法的には電磁的公正証書原本不実記録・同居用ということになる）も後を絶たない。国家間に経済格差が存在し、移民が原則的に認められていないうちは、日本社会はさまざまな抜け道への対応に苦慮することになるであろう。そこには常に法の問題が絡むことになる。

日本での長期滞在を希望する外国人について、望ましい形で社会的包摂を実現するためには、法的なトラブルに巻き込まれることをあらかじめ回避させ、あるいは巻き込まれた場合にはそれによるダメージを最小化して、住民として日本社会に積極的に関わっていけるよう配慮する必要がある。そのための取り組みは徐々に進んでおり、現

在、外国人のために多様な相談窓口が用意されている。大阪を例にとるならば、大阪府国際交流財団OFIXの大阪府外国人情報コーナーや大阪市のインフォメーションプラザオオサカなど地方自治体によるもののほか、日本司法支援センター（法テラス）、大阪入国管理局インフォメーションセンター⁽¹¹⁾、大阪法務局外国人権相談所⁽¹²⁾、大阪労働基準局外国人労働者相談コーナー⁽¹³⁾、大阪外国人雇用サービスセンター等があり、その多くは外国語による情報提供や相談のサーヴィスを行っている。大阪府警察本部にも通訳センターがある。

しかしながら、日本の行政の縦割り構造のために、公的機関相互の間で十分な連携をとることはときに難しい課題となる。また、目的や関心の違いから、在留外国人を支援する弁護士やボランティアと、警察や行政の外国人政策担当者たちとの間の関係は、ともすれば円滑さを欠いたものになりがちである⁽¹⁴⁾。どうすればその有機的連携、生産的協働が可能になるのかは検討されるべき課題である。それに関して大学がどのような役割を果たしうるのかについて考えていかなければならない。

在留外国人の社会統合を実現する上で言語教育とともに重要なのが、社会的な価値や制度に関わる情報の提供である。もともと移民によって成立した国であるアメリカ合衆国では、第二言語としての英語の教育とともに、公民教育が行われている⁽¹⁵⁾。日本においても同様に日本社会の基礎にある価値や制度を教えることが試みられてよいであろう。もちろんそれが日本のやり方の押し付けにならないような配慮が必要である。既存のルールについての、国際的な目から見た、正確な理解に基づく批判に対しては積極的に耳を傾けていくべきあり、それを踏まえて従来自明視されてきた慣行を見直し、必要なら改善していく努力が必要になる。

公民教育の中で特に重視されるべきものの一つが法教育である。アメリカ合衆国の公民教育では自国の歴史や制度が教えられるが、その核にあるのは合衆国憲法であり、法教育が公民教育の中で重要な位置を占めている。裁判

員制度の定着もあって、日本でも法教育の必要性が広く説かれている。行政や企業においてもコンプライアンス（法令遵守）の重要性がますます高まっており、就業後早い段階でそれについて教えることが必要になっている。それゆえ、社会の中で法が果たす役割に関する基本的な知識を与えるとともに、市民として法を尊重することの意義について主体的に考えさせる法教育は、今後の日本社会にとってきわめて大きな意味をもつ^⑬。それは外国人をも対象とするものでなければならない。日本の法はその多くが日本人のみでなく日本に滞在する外国人にもひとしく適用されるからである。

もとより、法に関する情報提供が十分になされていても、法的な紛争の発生を完全に防止することはできない。法的な紛争の解決は最終的には裁判所に委ねられる。特にそこで行われる刑事裁判は、法の正しい適用による社会正義の実現をその重要な任務としている。日本人と外国人はともに公正な裁きに対する権利を有しており、その間に差別があつてはならない。しかし、日本人の場合には、刑罰は受刑者を矯正し社会に復帰させるという意味を与えられており、刑事裁判で有罪判決を受けた場合でも日本に住み続ける権利まで失うことはない。これに対して、外国人の場合、刑罰は事実上そのような意味をもたない。多くの場合、微罪であつても有罪判決が在留資格に影響し、退去強制、すなわち日本社会からの排除に直結する^⑭。それだけに、日本人とは違った意味で、公正な裁判を受ける権利の保障が重要になる。

裁判に際して、外国人にはしばしば文化や言語の違いが障壁となり、本来の権利の享受を困難にする。それゆえ、通訳の役割はきわめて重要である。^⑮前提となる捜査においても、日本語を十分に解しない被疑者から供述調書をとるためには、通訳の協力が欠かせない。日本の刑事裁判において供述調書が占める比重の大きさを考えるとき、ここでの通訳の正確さがもつ重要性をいくら強調してもしすぎることはない。しかし、その役割は必ずしも単純では

ない。日本では、外国人が「自白して反省の情を示すことの持つ意味や重要性」を知っているか否かで、その後の処遇に大きな違いが出る可能性がある。また、日本と異なる制度や事情を有する国から来ている被疑者がその差異について十分自覚的でないと、思わぬ不利益を被ることがある¹⁹⁾。これに対して通訳がどのような態度をとるべきであるかは、原則についてはともかく、実際には難しい問題である。

公正な裁判そのものの実現を目的とする司法（法廷）通訳の場合も、現状に大きな問題があることは少なからず指摘されている。特に裁判員裁判の場合、通訳の質が判決に大きな影響を及ぼすにも拘わらず、現在、司法通訳人についての公的な資格認定制度がない。信頼される司法通訳となるには、一定レベルの語学力と通訳スキルを習得した上で法制度や法律用語の知識を身に付け、さらに司法通訳の倫理を学ぶことが必要である。そのための養成システムや教育課程が十分に整備されていない日本で、当面、資格を認定するためには、大学での所定の科目の履修をもつて必要な知識の修得を証明するというやり方も考えられる²⁰⁾。この点では、アジア系の移民を数多く受け入れ、多文化主義を標榜したオーストラリアの事例が参考になる。オーストラリアには翻訳・通訳資格認定機関（National Accreditation Authority for Translators and Interpreters: NAATI）があり、大学もこの認定制度に関わっている。日本においても、医療通訳などと同様に、司法通訳の能力認定について大学が一定の役割を果たす余地があるであろう。

三 英語による法学教育

法情報の提供には、生活上それが必要とする人々に対するものの他に、学術的な、あるいは職務上の関心から日本法についての情報を必要とする人たちに對して、その知識水準を上げるためになされるものもある。提供される

人の範囲を広げるためには通用力の高い外国語を用いる必要がある。今日の世界のコミュニケーションにおいて英語が占める比重を考えるならば、英語による情報提供が第一に検討されなければならないのは当然である。ここでは、情報提供が最も集約的に行われ、また求められる場である大学教育を中心に、英語による法情報の提供について論じることとする。

法学のうち、いくつかの分野は英語による教授に比較的適している。たとえば、法社会学、法哲学、比較法など基礎法学の分野は、方法論や問題関心において世界的な共通性が高い。国際法やビジネス法は法それ自体がグローバルである。教師の英語力が高ければ、教育に伴う困難は比較的小さいであろう。²²これに対して、たとえば日本の民刑事法について英語で教えることにはいろいろな困難が存在する。そもそも、日本はその法体系の基本的な部分をドイツやフランスから受け入れ、法律学をこれらの国との学術交流によって発展させてきた。日本に限らず、大陸法系に属する東アジアの国や地域で用いられている多くの法学用語の起源はドイツやフランスにある。英語に置き換えることの困難な概念も少なくない。従来英語による日本法教育について最も積極的であった名古屋大学では、法整備支援の一環として大学院に国際法政コース²³を設け、日本法について英語で教授することを続けてきたが、それは必ずしも容易ではないと想像される。

日本法に関する知識・情報をどこまで英語に置き換えることが可能か、あるいは英語に置き換えることにどのような意味があるかは、注意深く検討されるべき問題である。²⁴日本において法がどう使われているか、社会の中でどう機能しているかについて深く知るためには、きわめて多くの情報が必要になる。法務省が所管するような基本的な法律であれば判例を検討する必要があるし、いわゆる業法のような、特定の政策や官民関係に関わる法律であれば、省令や通達など、行政庁の内外に宛てた多くの下位規範を見なければならぬ。さらに、法令は相互に関係し

合っており、ある法律を取り巻く制度の全体像を知るためには、一見直接的な関係をもたないように見える分野の法令についても注目する必要がある⁽²⁵⁾。また、法そのものを社会的背景から切り離すことが難しい以上、日本の法について正確な知識を得るためには、日本の社会についてもかなり詳細な情報が必要になる。法について深く知ろうとすればするほど、背景に関して必要な知識や情報もますます多くなる。それをすべて英語で提供しようとするとは非現実的であり、そもそも意味が乏しいであろう。日本法そのものの理解を目的とするならば、やはり日本語の習得が必須であると言わざるを得ない。

他方、比較法的な関心、あるいは日本社会に対する関心から日本法を学ぼうとする人たちにとって、英語による法情報の提供は有益である。現在では、法務省のプロジェクトによって日本の法令の基本的な部分が英訳され、ウェブで公開されているが⁽²⁶⁾、さらに多くの法情報が英語によって提供されることが望ましい。これによって、法学会や法哲学、さらには法人類学や法と経済学といった学問分野の枠組みの中に日本法を置き、理論的な分析の光を当てつつ、複数地域の法の比較を通じてその一般的な意味を明らかにしようとする研究が進み、それに基づく教育も容易になるであろう。

そのためにはどのような法情報が英訳されるべきであろうか。この問題は、比較法の研究を目的として日本の法を取り上げるとき、どのようなトピックが重要であるかという問題と関わっている。これについて考える上で、英語圏の日本法研究者との協力が有効であることは言を俟たない。アメリカ合衆国と並び、英語圏のなかで最も日本法研究の盛んなオーストラリアには日本法ネットワーク (The Australian Network for Japanese Law: ANJEL) がある。オーストラリア国立大学、ボンド大学、及びシドニー大学の法学部教員が協力して運営している組織で、特にオーストラリアにおける日本法の研究、教育、公的活動を促進することを目的としている。この団体は、ドイ

ツのマックス・プランク外国私法・国際私法研究所との協力により、日本法の専門誌⁽²⁷⁾を発行している。他にも、英語圏で出されている日本法についての代表的な概説書や、日本の大学で教鞭をとっている法律専門家が英字紙『ジャパン・タイムズ』に寄稿している文章は、日本の法的問題に関わる英語圏の読者の関心がどこにあるかを示している参考になる。⁽²⁹⁾また、日本法研究者養成の核になっているワシントン大学やハーヴァード大学⁽³⁰⁾をはじめとして、米国の主要なロースクールでは日本の法と社会を扱う科目が開講されており、その内容の検討も必要になる。通常、日本法についての英語による教育を論じる場合、その対象として考えられているのは日本法に興味をもつ外国人である。しかし、日本法についての英語による教育の対象は外国人だけに限定されない。日本人学生を対象として、日本法について外から眺め、その特徴とされるものについてより広い見地から思考し、外の世界に向かって説明するための技能を訓練することも、英語による日本法教育の重要な目的である。

法教育のグローバル化は、グローバルと信じられている法規範や価値基準を当然のこととして受け入れ、自国の独自性や特殊事情を無視ないし否定することではない。他方で、自国の法体系をあたかも一つの公理系のようにみなす態度も、グローバル化の要請とは相容れないものである。グローバル化の時代に法の教育が本来の使命を果たすためには、法に対するより柔軟な見方に立ち、その基礎にある考え方や前提となる社会的条件に目を向けるとともに、個々の法を広い視野の中において理解し、説明する能力の涵養が必要である。法の教育に当たる人々は、そのために有効な方法の開発にいつそう多くの努力を払わなければならない。その意味で、日本法を比較法的な観点から分析する基礎法科目を英語で教授することは、学生たちの意識をグローバルな時代に適合させるのに資するであろう。また同じクラスの中で日本人学生が留学生に日本の法、さらにはその背後にある社会や文化について英語で説明する経験も貴重である。⁽³¹⁾日本法と並べて検討されるべき外国の法と社会についての情報も、日本語よりも

英語によって、はるかに豊富に得ることができるであろう。

四 外国語の学習と法

法分野の相互理解における英語の役割がいかに重要であるにしても、それを過大評価することもまた戒められねばならない。東アジア地域内での学生交流の活発化を踏まえるならば、留学生対象の法学教育は第一に域内の出身者を念頭に置いたものでなければならぬが、シンガポールや香港のようなところを別にすれば、東アジアの法生活は英語とは無縁な形で営まれている。東アジアという地域において法の教育を相互理解の手段へと高めるうえで、英語がもつ力にはおのずと限度があると言わねばならず、英語に加えて域内の有力な言語にも目を向けることが必要になる。中国語や韓国語の重要性は言うまでもないが、ロシア語もまた重要である。ロシア極東が東アジアの重要な一部であることに加え、地域の中でロシア法の与えてきた影響が小さくないからである。

東アジアの国々、中国やその周辺国は、その多くが旧社会主義圏に属し、特に公法分野においてはソヴィエト期のロシアにおいて作られた法の影響をなお残している。³² 経路依存の重要性にかんがみると、その影響を、単に時代遅れの陋習、早晩消え去るはずの遺物として片づけることは許されないであろう。ロシア法は、社会主義の伝統をもつ国の法のなかでは最も体系化され整備されている。日本法をはじめとする東アジアの多くの法と同様、ロシア法も大陸法系に属する。日本法とロシア法は大陸法の展開における二つの異なった形であり、両者を比較することは、二つの法によって少なからず影響を受けた東アジア地域における法の研究にとっても、豊かな可能性を開くであろう。自国の法の絶対化・規範化による議論の硬直化を防ぐうえでも、それは有益であると考えられる。

日本では、かつて社会主義法という範疇でロシア法について一定の教育が行われていたが、今日ではその学問的

伝統が消えかかっている。これを継承することは、東アジアの法を全体として考える上で重要である。⁽³⁴⁾ 他方、ロシアでは水準の高い日本語・日本文化研究の伝統があるにもかかわらず、日本法についての系統的情報がほとんど提供されていない。このような事態を改めていくことは、東アジアにおける相互理解の促進という面からも望ましいであろう。

法分野における中国やロシアとの交流がもつ重要性を考えると、中国語やロシア語が重要な言語であることは多言を要しない。これらの言語に習熟した日本人の数を増やさなければならぬ。それにも拘わらず、中国語やロシア語の場合、その専門家を志す少数の人を別にすれば、それらを学ぶことに対する動機は十分に強いとは言えず、動機づけのための配慮を怠るならば、多くの学習者は容易に挫折してしまうであろう。外国語に対する関心を強化し、意味づけを与えて学習を持続させるための工夫が求められる。

外国語を学ぶ意欲を持続させるのに効果的な方法のひとつは、その外国語が用いられる、興味深い舞台の設定である。中でも、きわめて切迫した状況下で外国人が法と関わる法廷は舞台として最適のものひとつである。法廷でのやり取りを材料とした教育は、外国語使用の具体的なイメージを与えることを通じて外国語学習に対する意欲を高めるであろう。同時にそれは学習者に対して司法通訳について考える機会を提供し、日本の法が、日本国民だけでなく外国人をも対象としたものであることを意識させるがゆえに、法分野の相互理解の促進という目的に適合し、グローバル化時代における法の教育にふさわしい方法にもなるものと期待される。⁽³⁵⁾

外国人が当事者となる裁判における通訳の形をとった実践的な外国語学習は、法の学習と外国語学習を教養教育のレベルで結びつけるのに有効であるだけでなく、職業教育の導入としての意味ももつ。法曹を目指して法律を学ぶ学生にとって、特定の外国語を素材として司法通訳の果たす役割について学ぶことは、これからますます増加す

る外国人事件の基本的特徴を理解し、その審理に関する具体的なイメージを作る上できわめて有効であると思われる。他方、外国語を専攻する学生にとって、司法通訳は自分のキャリアを考える上でひとつの選択肢たりうるものである。もちろん、外国語を学び始めて間がなく、また特に司法通訳を目指しているわけでもない初学者に、いきなり本格的な学習をさせることはできない。まずは法分野に対する関心を育てるための教育が必要である。このような導入的な教育のためには、外国語に関心のある法学部生と共通の教材が十分役に立つであろう。

もちろん、法廷は法が適用される唯一の場所ではない。日本において、外国人が法に関わる場としては、法務省の所管するものだけでも、検察庁の他、矯正施設、保護観察所、人権擁護部、入国管理局等があり、⁽³⁶⁾他にも市町村役場をはじめとさまざまなものがありうる。こうした舞台で展開されるやりとりを材料とした教材が開発されるならば、学習者に外国語使用の具体的なイメージをさらに多様な形で喚起することができるであろう。

従来、外国語の学習と法の学習との連関について配慮されることはほとんどなかったと言っている。⁽³⁷⁾法教育と結合した外国語教育の試みはいまだ広くは見られず、そのための方法論に関する研究の蓄積もなお不十分である。外国語の学習を法の学習と結びつけるために、法学分野と外国語分野の専門家が協力し、効果的な教育方法や教材を開発していかなければならない。⁽³⁸⁾それは日本人学生をいわゆるグローバル人材に育てていく教育においても意味をもつ作業であると考えられる。

五 漢字文化圏における日本語による法の研究と教育

法の分野において、日本はいちはやく欧米、特にヨーロッパ大陸の制度や理論を取り入れ、東アジアの他の国や地域に先駆けて近代的制度を構築した。その結果、東アジア、特に漢字文化圏において、日本法はひとつのモデル

となった。戦前には日本の植民地であり、戦後、日本の後を追う形で制度構築を進めてきた台湾や韓国はもとより、改革開放後の中国の法にも日本法の影響が少なからず見られる³⁹⁾。その一つの現れが法律用語の輸入である。文化的な背景をかなりの程度共有する漢字文化圏では、抽象度が高く、日常的に用いない法律用語について、ヨーロッパ語の文献を読んで一から自国語に翻訳するより、まず日本で訳された言葉を検討し、適合的なら借用したほうが早かった。そのため、清末以降、かなりの和製の法律用語が中国に入っている。

日本が東アジアにおける唯一の先進国ではなくなった今日でも、全体としての法制度及び法学の発展において、日本の水準は相対的に高いと言えることができる。日本は、急速な経済成長や高齢化をはじめとしていち早くさまざまな経験をし、公平と安定の実現のために制度的対応を行ってきた。何と言っても一億以上の人口を抱える社会で、高度成長と高齢化に伴って生起する諸問題を法によって処理してきた経験と、それに裏付けられた法学の研究成果は、東アジア全体にとって貴重である。日本の経験及びそれに基づく法的学知を地域の共有財産にしていくとともに、それを活かして、この地域にふさわしい法制度を協力して構築することも検討されるべきであろう。法の研究と制度の構築において日本が指導的役割を果たし、欧米と東アジアとを架橋する役割を今後も担い続けていくならば、それによって日本は地域の安定と繁栄に貢献することができであろう。言うまでもなく、それは日本の法を理想化し、それを他国に押し付ける態度とは無縁である。

東アジアにおいて日本法が置かれた事情は分野によって異なっている。経済取引や企業活動に関わる法分野は、グローバル化の影響を最も直接に受けるだけに、法の標準化が比較的進んでいる。活動における英語の比重が大きいこともあり、法の移植にもそれほどの困難はないように見える。ちなみに、中国に対する法整備支援も経済関係法・企業関係法が中心である。たとえば、二〇〇四年一月より三年にわたり、国際協力機構（JICA）と中国

商務部の間で「中国経済法・企業法整備支援プロジェクト」が行われた。独占禁止法関係部分のサブプロジェクトは二〇〇九年一月まで延長されている。また、二〇〇七年一月から二〇一〇年一月まで、JICAは法務省法務総合研究所を実施主体として「民事訴訟法・仲裁法整備プロジェクト」を実施している。⁽⁴⁰⁾

他方、家族法や刑事法のような分野においては、社会制度や人々の意識が法にきわめて大きな影響を及ぼす。それらは国によって著しく異なっており、当然に法の発展もその差異を反映して独自の態様をとる度合いが大きい。⁽⁴¹⁾台湾や中国の法は、日本法の影響を受ける一方で、固有の事情に合わせて独自の展開を遂げつつあり、欧米の法からの直接の影響も目立ってきている。それでも、社会的、文化的な面で、欧米との対比において東アジアという地域に共通する特質を抜き出すことが、ある程度までは可能であろう。もちろん、一定の類似性が認められるからと言って、安易にリージョナルな文化的・社会的共通性を前提としてしまうことは危険である。外見的な類似性から生じる誤解の可能性についても十分留意しておかなければならない。そのためにも、各国の間で相互理解を深めるための共同研究の振興が必須である。それに基づいて、複合的な立法や研究の動向に目を向けつつ、地域の法発展における日本法と日本語の役割を探っていかねばならない。

地域における日本法の比重が相対的に大きいことを反映して、これまで台湾や韓国から、多くの留学生が日本法を学ぶために来日した。その結果、漢字文化圏の国や地域には、かつて日本で法学を学び、日本語を習得して、母国で教育に当たっている法学研究者が少なからずいる。一九八〇年代以降日本の法学の影響を受けてきた中国でも、その人たちはかなりの数に上る。中国人民大学法学院の韓大元教授によれば、中国で日本法の教育研究に当たっている人たちは一〇〇名を超え、その多くは日本で法学教育を受けた人だとのことである。⁽⁴²⁾しかしながら、中国の日本法研究はなお特定の分野についてのみ行われている。法制度全体に対する体系的な理解は必ずしも十分ではなく、

それに関する教育も行われていない。いくつかの日本法研究センターも設置されているが、センター間の連携は必ずしも十分でなく、役割分担によって全体として日本法の研究を進める体制にはなっていないとのことである。⁽⁴³⁾資料整備等の面で中国の日本法研究センターやそこで行われる研究活動を支援することは、検討されてよい課題である。

日本留学経験者には、東アジア全体の法発展において重要な役割が期待される。日本の法学界は、この人たちを支援して共同研究を振興し、日本法の経験及び学知が地域の法発展に円滑に反映されるよう配慮して、それを地域の研究水準の向上及び望ましい地域的な制度構築につなげていくことに努めなければならない。特に、この人たちが日本法についての知識を常にアップデートし、それによって自国の法整備のために日本法についての知識をよりよく活用できるようにすることが肝要である。日本語による法情報の交換ネットワークが構築されるならばさらに望ましいであろう。日本側もこの人たちからその国についての法情報を日本語で得ることができ、互恵的な関係が成立するからである。

この人たちに続く留学生に対する教育の問題も重要である。漢字文化圏の法学分野における日本法の比較優位がなお失われていない以上、東アジアの学生は日本法について深い知識を吸収することに対する十分な動機をもっている。そのためには日本語の習得が必要であるから、日本法を学ぶ東アジアの学生は、通常法の学習に先立ち、あるいはそれと並行して、日本語を学習することになる。⁽⁴⁴⁾日本法を学ぶために日本語を身につけたいと考える人たちに対して、日本語の学習と日本法の学習の両方に役立つ教材があるならば有意義であろう。⁽⁴⁵⁾本来、日本語を習得してまで日本法を学ぶ理由は国によって異なるはずであり、それに応じた教材の作成が必要になる。ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、ラオスの八か所に置かれ

た名古屋大学の日本法教育研究センターには、その教育経験を踏まえた教材開発が期待される。⁽⁴⁶⁾

このような教材は、日本の法を相対化し、他の法との比較においてその特徴を理解できるようなものであることが望ましい。そのためには、類似の事例を比較対照することによって、両国でその取扱いにどのような違いがあるかを具体的にイメージできるようにすることが有効である。具体的な事例について、法令、判例、法的問題の社会的背景に関する情報、関連の新聞記事等をパッケージにした上で、日本法と、それと対応する外国法をセットにして示すのである。⁽⁴⁷⁾研究者がより本格的に比較研究に取り組み前の段階として、こうした情報を定型化してより簡便な形で提供することは有益であろう。

研究と教育の双方にわたり、法情報の円滑な伝達によって発信する側と受け取る側との間に互恵的な関係と共通の基盤を形成するためには、情報通信技術の十分な活用が求められる。現在、名古屋大学の日本法情報研究センター (Japan Legal Information Institute: JaliI) ⁽⁴⁸⁾ を中心に、情報通信技術を用いて漢字文化圏の法と社会についての情報を交換するための非公式のネットワークが形成されている。⁽⁴⁸⁾このようなネットワークは、比較法研究の進展や各レベルの人材育成に有用であるだけでなく、立法支援にも活用できるはずのものであり、日本法情報研究センターでは情報科学的な方法で立法支援環境の構築を目指すプロジェクトも実施している。

立法支援には法情報の提供だけでは十分でなく、立法に伴うさまざまな作業を支援することが必要になる。なかでも重要なもののひとつは法令相互の整合性を図る作業である。開発途上国や体制移行国において事後に行われる憲法裁判所の法令審査は必ずしも法の支配を促進するとは限らず、かえって混乱を増幅させる場合がありうる。何らかの手段によって事前に法令間の整合性を確保することは、事後の混乱を避けることにより、規範一般、特に法律の権威を高めるであろう。さらに、立法に際して、関係する利害を洗い出し、立法が生じさせる社会変化のシ

ミュレーションを行うならば、法令を空文化させず、現実機能させる上で有益であると考えられる。内閣法制局における法案審査をはじめ、日本は法制執務の分野で経験の蓄積がある⁴⁹⁾。日本語によるその移転を通して、東アジアという地域に適合した法の支配の発展に貢献できる人材を育成するためのリーダーシップをとることも可能であろう。

六 おわりに

以上、法と言語に注目して、法の世界を外に向かって開いていく上で重要だと思われるいくつかの問題をみてきた。これらの問題は日本においてなお十分に注目されているとは言えず、議論の蓄積も乏しい。東アジアの他の国々においても事情はそれほど異なっていないと考えられる。

今後、日本が正面から外国人労働者の受入れを宣言するか否かは別として、少なくともより広範な外国人の在留を認めようとするならば、この人々を日本社会に適合させる上で、法情報や法教育の必要性はこれまでよりも高まるであろう。人の移動がさらに活発になり、受け入れた外国人の発言力が増すならば、グローバルな、あるいは少なくとも地域に共通した法的枠組みを採用する必要も高まることが予想される。

多くの場合、法はその国の国籍をもつ人々の中のマジョリティの間で共有されている価値観や正義の観念を基礎とし、その慣行と正面から衝突しないような配慮のもとに作られている。法がその国の中で曲がりなりにも機能するのは、それがマジョリティのミニマムの合意に支えられているからである。法には国籍があり、決してそれ自体が普遍的正義や絶対的価値を体现するものではない。現在、立法が一国単位で行われている以上、それはやむを得ないことである。しかしそうであるからこそ、既存の法を自明視せず、前提となっている考え方を共有しない人々

の目に触れさせて、その検討と批判を受けるようにすることが必要になる。法情報が国境を越えて円滑に流れる仕組みが求められるのは、ひとつにはそのためである。法の教育や研究もそれに基づいてなされなければならない。

法の分野で東アジアの相互理解を進めていく上で、日本が果たすことのできる役割はなお小さくないと考えられる。そこで大学、特に法学部が果たすべき役割もまた重要である。今後、この問題について議論を積み重ねていくことは、東アジア全体にとって大きな意味をもっている。これまで日本の法学界が蓄積してきた学知が地域において活用される道も、それによってはじめて開かれるであろう。

(1) 法務省の在留外国人統計によれば、二〇一三年二月末の在留外国人の総数は二〇六万六四四五人である。

(2) 外務省の海外在留邦人数統計によれば、二〇一一年一月一日現在の推計で、在外日本人数は一一八万二五五七人である。

(3) 法務省の在留外国人統計によれば、二〇一三年二月末の在留外国人のうち、中国籍の者六四万八九八〇人、韓国・朝鮮籍の者五一万九七三七人である。フィリピン籍の者二〇万九一三七人、ブラジル籍の者一八万一二六八人がこれに続く。

(4) 辻明子「東アジア人材流動圏の発展と日本 人口移動を通じた経済・労働市場の活性化」『東アジアの地域連携を強化する (NIRA研究報告書)』(総合研究開発機構、二〇一〇年) 六四頁。

(5) 小島麗逸・井上和子・石川幸一「東アジアと中国の深まる相互依存」小島麗逸・堀井伸浩編『巨大化する中国経済と世界 (アジア研究書 No. 6)』(アジア経済研究所、二〇〇七年) 一二二―一二三頁。

(6) 山本浄邦「東アジア・文化交流の時代」山本編『韓流・日流―東アジア文化交流の時代』(勉誠出版、二〇一四年)、ii―iii頁。

(7) 有道出人・樋口彰『日英対訳ニューカマー定住ハンドブック(第二版)』(明石書店、二〇一二年)、移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『日英対訳』外国人をサポートするための生活マニアル―役立つ情報とトラブル解決法(第二版)』(スリーエーネットワーク、二〇一〇年) などがある。後者については中国語版も存在する。かつて存在した

- 法律扶助協会調査室も『外国人のための日本のくらしと法律Q & A 二〇一―和英対訳版(第二版)』(エディックス、二〇〇七年) などを出している。
- (8) 梶田孝道『外国人労働者と日本』(NHKブックス、一九九四年)、井口泰『外国人労働者新時代』(ちくま新書、二〇〇一年) などが早い時期に外国人労働者の問題を分析した。
- (9) 日本弁護士連合会は二〇一三年六月二〇日付で「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」をまとめ、二六日付で厚生労働大臣及び法務大臣に提出している。また二〇一四年四月三日付で「外国人の非熟練労働者受入れにおいて外国人技能実習制度を利用することに反対する会長声明」を出している。
- (10) 賽漢卓娜『国際移動時代の国際結婚―日本の農村に嫁いだ中国人女性』(勁草書房、二〇一一年) など参照。台湾の状況について、王宏仁「台湾における移民受け入れ政策と統治技術」江原裕美編『国際移動と教育―東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状と課題』(明石書店、二〇一二年) 一七七一―一八一頁。
- (11) 総務庁行政監察局『外国人にも住みよい日本をめざして―外国人の在留に関する行政の現状と課題』(大蔵省印刷局、一九九七年) 一九三頁。運営は財団法人入管協会に委託されている。
- (12) 前掲、一九七頁。
- (13) 前掲、二〇三頁。
- (14) 例えば通訳の資格認定について、問題の共通性にも拘わらず、裁判所、検察庁、弁護士会、警察の間で、共通の枠組みを作ることはなお試みられていない。
- (15) 双方を視野に入れた教材もある。例えば Bill Bliss, *Voices of Freedom: English and Civics for U.S. Citizenship*, 4th ed. (White Plains, NY, 2010).
- (16) 土井真一「法教育の基本理念―自由で公正な社会の担い手の育成」大村敦志・土井真一編『法教育のめざすもの―その実践に向けて』(商事法務、二〇〇九年) 四―六頁。
- (17) 渡邊真也「刑事施設の運営における通訳翻訳」津田守編『法務通訳翻訳という仕事』(大阪大学出版会、二〇〇八年) 五二―五三頁。
- (18) 大木和弘他『外国人刑事弁護マニュアル(改訂第二版)』(現代人文社、二〇〇八年) は第九章で通訳をめぐる諸問題

を扱っている。

- (19) 出身国の捜査機関のありようが被疑者の態度に影響を与える可能性について、乗名仁他『外事犯罪捜査の手引き（改訂第二版）』（立花書房、二〇一二年）七六頁を参照。
- (20) 統一的な通訳を可能にするためには法律用語の対訳集を整備することも重要である。一九九〇年代には法務省刑事局外国法令研究会によって一〇ほどの外国語に関する法律用語対訳集が刊行された。最近では、津田守編『一五言語の裁判員裁判用語と解説』全三巻（現代人文社、二〇一三年）がある。
- (21) 法学的な知識修得の度合いを判定するためには、日弁連法務研究財団と商事法務研究会が共同で実施している法学検定があるが、司法通訳に際して求められる知識はより限定的なものである。バイリンガルの、あるいはそれに近い能力をもつ人々を対象として、必要な訓練を日本語によって行うことも考えられてよいであろう。
- (22) 日本の法令・判例等の英訳を目指した「日本法の透明化プロジェクト」も国際取引関係法の分野が中心である。「国際ワークシヨップ『日本法の英訳は日本法の透明化につながるか』」『国際商事法務』第三六巻第三号（二〇〇八年）、三二七頁を参照。九州大学では一九九四年からこの分野について英語による教育プログラム（Program in International Economic and Business Law）を実施している。
- (23) LL.M. & LL.D. (Comparative Law) Program in Law and Political Science for International Students の Master's Program, "Cross-Border Legal Institution Design" (The Program for Leading Graduate School in Combined Graduate Program in Law and Political Science) が設けられている。
- (24) 韓大元教授は中国におけるその意義の過大評価を戒めている。韓大元「日本法の透明化プロジェクトの中国における意義」『阪大法学』第五九巻第五号（二〇一〇年一月）、九八二―九八三頁を参照。
- (25) 日本では内閣法制局を中心として、法令間の整合性を高めるために周到な配慮がなされている。このような仕組みの存在が、日本の法治主義がそれほど多くの法曹を必要としない理由のひとつであるとも考えられる。
- (26) 松浦好治「視点」法令外国語訳プロジェクトの意義―日本法・法制度の国際通用性『ジュリスト』第一三七七号（二〇〇九年）、一一五頁を参照。韓国では法制研究院が推進している。吉村典晃「韓国における法令外国語訳の現状」『ジュリスト』第一二八四号（二〇〇五年）、二六頁を参照。

- (27) *Zeitschrift für japanisches Recht / Journal of Japanese Law.*
- (28) Hiroshi Oda, *Japanese Law* 3 edition (Oxford University Press, 2009) & Daniel H. Foote, *Law in Japan: A Turning Point* (University of Washington Press, 2008) などがよく知られている。
- (29) 寄稿者のひとりであるジョーンズ教授は、テーマのひとつを日本語の書籍でも論じている (コリン P. A. ジョーンズ『子どもの連れ去り問題―日本の司法が親子を引き裂く』(平凡社新書、二〇一一年)。
- (30) マルコム・スミス『外から見た日本法研究』石井紫郎・樋口範雄編『外から見た日本法』(東京大学出版会、一九九五年) 三七二頁。
- (31) 文部科学省平成一八年度「大学教育の国際化推進プログラム」で採択された「人脈形成型の国際連携法学教育環境の構築」プロジェクトの一環として名古屋大学が開講している比較法政演習 (Peer Support Initiative: PSI) は、受講者にこのような経験をさせることを意図した授業科目である。
- (32) 平井昭水「東アジア地域連携と人材育成戦略―国家戦略としての留学生交流」『東アジアの地域連携を強化する (NIRA 研究報告書)』(総合研究開発機構、二〇一〇年) 五〇頁。
- (33) 竹中浩「北東アジアにおける行政制度の整備と『日本の経験』」『阪大法学』第六三卷第三・四号 (二〇一三年一月)、七七〇頁を参照。中国でソヴィエト法の影響についての研究を主導しているのは黒竜江大学法学院である。
- (34) ソヴィエト法を研究してきた人たちによって編まれた小森田秋夫編『現代ロシア法』(東京大学出版会、二〇〇三年) は重要な成果であるが、その後、この分野が十分に発展させられてきたとはいえない状況にある。
- (35) 大阪大学では多様な専門をもつ大学院レベルの学生を対象として「司法通訳翻訳」プログラムを設けている。
- (36) それぞれにおいて通訳業務が発生する。渡辺由紀子「法務通訳翻訳の世界―その多様性と将来性」『通訳研究』第三号 (二〇〇三年)、二二五―二三一頁参照。津田編『法務通訳翻訳という仕事』に収められた諸報告も参照。外部通訳の委託や人材育成において、当局と大学の協力の可能性は小さくないように思われる。
- (37) ロシアや中国にも優れた日本語の教育機関は存在するが、日本語の教育が日本法についての知識や情報の提供と結びつけられるということはほとんどないようである。ロシアにおける日本語教育については『日本語教育国別事情調査―ロシア・NIS 諸国日本語事情』(国際交流基金日本語国際センター、二〇〇二年) を参照。

- (38) 大阪大学大学院法学研究科を中心とするグループが科学研究費補助金（基盤研究A）を受けて実施した研究プロジェクト「高度法情報発信のための多言語情報の最適組み合わせに関する研究」（平成三二―二五年度）では、司法手続を体験しながら通訳トレーニングを受けることで、効率的に司法分野で役立つ語学力を身につけることを目指す教材を開発した。英語のほか、ロシア語、ポルトガル語、中国語の教材を作成し、実際の教育実践に用いることによってその効果を検証してきた。
- (39) 台湾民法が日本民法をモデルにして作られたことはよく知られている。中国の場合については、韓、前掲、九七三―九七五頁を参照。
- (40) 前掲、九七二―九七三頁。
- (41) 行政法は中間的な位置を占める。竹中、前掲、七六三―七六四頁を参照。
- (42) 韓、前掲、九七一頁。
- (43) 前掲、九七〇、九八〇頁。
- (44) 国際交流基金の調査によれば、現在、海外の日本語学習者は四〇〇万弱とされるが、このうち中国の学習者が四分の一以上を占め、韓国の八四万、台湾の二三万三千を加えれば、海外の日本語学習者の半分以上がこの地域に集中していることになる。国際交流基金『二〇一二年度日本語教育機関調査―結果概要（抜粋）』（くろしお出版、二〇一三年）七頁を参照。
- (45) 外国人に対する日本法教育のために必要となる教材について、田中规久雄「法学日本語教育について」『大阪大学留学生センター研究論集 多文化社会と留学生交流』第三号（一九九九年）、四一―四三頁を参照。
- (46) 東南アジアの日本語学習者の数は比較的高い伸びを示している。国際交流基金、前掲参照。
- (47) 松浦好治「日本法令・判例の翻訳と日本法の透明化」『ジュリスト』第一三九四号（二〇一〇年）、二五―二六頁を参照。
- (48) このネットワークに基づき、漢字文化圏諸国の法情報の幅広い共有のために、日本、中国、韓国、台湾の法令翻訳用の標準翻訳辞書の開発とその連動が試みられている。
- (49) 松浦、前掲注（26）、六頁。